

令和元年6月22日現在

機関番号：32503

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16780

研究課題名（和文）明治期の近代文体成立過程における批評家内田不知庵の翻訳言説と文学概念に関する研究

研究課題名（英文）A study of Translation Discourse and The Concept of Literature about Uchida Fuchian in the middle of the Meiji period.

研究代表者

大貫 俊彦（ONUKI, Toshihiko）

千葉工業大学・工学部・助教

研究者番号：70738426

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近代日本における「言文一致体」の定着以前（より具体的には明治20年代半ばの近代日本の文学表現の並立時代を指す）にC・ディケンズやF・ドストエフスキーら西洋の小説を翻訳し、日本に紹介した文芸批評家内田不知庵（後の内田魯庵）の翻訳言説（文体の選択や言葉の選択）について、その翻訳規範や、文芸批評家として模索していた文学観と関わらせて考察し、同時代の翻訳文学の圏域のなかに位置づけた。また、その研究課題遂行の過程において、内田不知庵がかつて翻訳の手伝いをしていた井上勤の明治10年代の翻訳作品についても取り上げ、成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

内田不知庵は明治中期を代表する第一級の文芸批評家であるが、その研究は進んでいるとは言えない。本課題で行った一連の研究は、そのなかでも明治中期に批評の傍らで始めた翻訳を研究対象とし、文芸批評家としての文学論と翻訳の両者がどのように関わっているのかを明らかにしたものである。不知庵の翻訳は、同時代の森鷗外や森田思軒に比べるとその評価は低い。しかし、文芸批評家という立場を補助線とすることで、理論（文芸批評）と実践（文学表現）の両面からその翻訳を捉え直すことができるのである。従来の内田不知庵研究にはない観点で研究に取り組み成果を発表できた。

研究成果の概要（英文）：Uchida Fuchian (1868- 1929) is a literary critic who represents the Meiji era. During this time, Fuchian wrote literary criticism and translated European novels. He mainly translated Dickens and Dostoevsky's novels. I considered the translation expression and his literary theory. And we examined how it was related to the critics of the same age. And in the process of research, I also studied the works of Jules Verne translated by Tsutomu Inoue.

研究分野：日本文学

キーワード：翻訳文学 内田不知庵 ディケンズ ドストエフスキー 井上勤 ジュール・ヴェルヌ

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 近代日本文学における翻訳の研究は古く、その草創期から対象として取り上げられてきた。そして2010年頃より比較文学の領域から「翻訳学 (Translation studies)」が紹介・導入され、翻訳文学研究が飛躍的に進展した。特に「翻訳規範」という概念を導入することによって、近代日本文学における翻訳研究を大きく組み替えることになった。まずはこれが近年の大きな学術的背景である。

(2) 「翻訳学 (TS)」の導入により翻訳研究は活性化したが、一方で理論の汎用性の難しさも露呈した。各々の翻訳テキストが、「起点言語」と「目標言語」の区域のなかに再配置されるなかで、言文一致体が完成するまでの過渡期（明治初期から中期）に見られた翻訳テキストにおける様々な言語規範を問う観点が切断されてしまうという点である。この時期の翻訳家は、森田思軒の「周密文体」、二葉亭四迷、山田美妙の「言文一致体」など、自らの理想とする文学表現のために言語規範を選ぶという前提があった。つまりこの時期の翻訳文学を理解するには、多様な文体を試みた横断的な視座が必要となる。そこで本研究が注目したのが、同時代に文体を使い分けて翻訳を行った内田不知庵である。

### 2. 研究の目的

(1) 研究代表者は、明治20年代に文芸批評家として活躍した内田不知庵について、特にその文学観とその変遷を研究している。この時期の不知庵が企図しているのは坪内逍遙の『小説神髓』の限界を乗り越えて、同時代の文学観を刷新する試みである。そして、その模索の中で明治24年以降における翻訳が開始される。内田不知庵はF・ドストエフスキー『罪と罰』をはじめとして翻訳した者として知られているが、それ以前にもC・ディケンズやW・アーヴィングの短編を翻訳している（前者は言文一致体。後者は擬古文体）。また、これまでの研究において、研究代表者はこの時期に不知庵がディケンズの「酔っ払いの死」を言文一致体で翻訳していることを発見し、その存在を発表した。不知庵は後にこの作品を擬古文体で訳していることから、ディケンズを翻訳するにあたり、不知庵が様々な言語規範を試していることが分かる。ところで、不知庵の代表的な訳業である『罪と罰』はすでにいくつかの研究が進められているが、この横断的な翻訳の手法は、まだ研究が行われていない。そこで本研究課題は近代日本における「言文一致体」の定着以前一近代日本の文学表現の並立時代一にC・ディケンズやF・ドストエフスキーら西洋の小説を翻訳した文芸批評家内田不知庵の翻訳言説（文体の選択や言葉の選択）について、その翻訳規範や、批評家として模索していた文学観と関わらせて考察し、同時代の翻訳文学の圏域のなかに位置づけることを目的とした。

### 3. 研究の方法

(1) 内田不知庵の翻訳テキストに見られる翻訳文体とその「翻訳規範」の変遷について、その翻訳表現の多様性を考察するため、「内田魯庵著述年譜」（全集所収）をもとに、翻訳作品の遺漏を補いながら、各作品の翻訳文体とその翻訳規範について考察する。その際、批評家となる以前の翻訳（翻訳家、井上勤の下での下訳時代）も参照項として新たに組み込む。

(2) 不知庵の文学論と翻訳テキストの相互関係性について、(1)の成果を踏まえつつ、明治20年代の翻訳作品を『文学一斑』（博文館、明治25年3月）の文学の分類（「叙事詩」「叙情詩」「劇詩（ドラマ）」）に分け、言語の選択とジャンルに注目しながら、翻訳文体と作品の関連性を論じる。

(3) 明治20年代の翻訳表現過渡期の時代的な特徴について、(1)、(2)の研究に基づきながら、同一作品の他作者による翻訳との比較（ポー「黒猫」、ディケンズ「黒頭巾」）や、「翻訳学 (TS)」以降、成果の出ている森田思軒、二葉亭四迷、森鷗外などの翻訳者たちの翻訳規範や翻訳文体と関連づけることで、過渡期の翻訳が直面していた時代的な特徴を析出し、不知庵の訳業をそのなかに位置づける。

### 4. 研究成果

本研究課題について得られた成果について述べる。また研究計画時に構想していたものの、実際に研究に着手した後に、同時代の資料不足等により、成果という形までには至らなかったものについてもその理由について言及する。

平成28年度における研究成果を以下に述べる。当初の計画では二つの方針（以下の①と②）を設定し、研究、および成果を出した。①「内田不知庵の翻訳テキストに用いられた言語規範（文体）と翻訳規範（翻訳の方向性）の諸相を明らかにする」。これについては「内田魯庵著述年譜」をもとに翻訳テキストの調査を行った。不知庵はいくつもの変名を使っているため、遺漏があるのではないかと予想されたが、調査を進めていく過程で「魚日庵」の署名を持つ翻訳テキストが新たに見つかり、その署名、雑誌との関わり、翻訳文体から不知庵（魯庵）の翻訳作品であることを特定した。その成果が『日刊世界之日本』所収、署名魚日庵「心中男」について

（国文学研究資料館編『近代文献調査研究論集』第二輯、2017.3）である。ただし、この論文は翻訳者の特定に重点を置いたために本文は掲載しなかった。また、論文の発表後に不知庵が原書から変更した「心中男」という表題の考察について、誤りがあったことが判明した。学術研究の性質上修正する必要が生じたため、この誤りの訂正と本文の掲載については平成30年度に新たに稿を起こして発表した。これについては後述する。次に、不知庵が井上勤のもとで下

訳を行っていた時代の井上の翻訳作品の「翻訳規範」を検討することを目的として、計画では②ゲーテ『狐の裁判』の検討を設定し取り組んだ。しかし②は、研究着手前の準備段階における見通しと、実際に研究を開始してからの資料に乖離があり研究途中で検討する作品を変更したので、以下その理由を記す。明治17年の『狐の裁判』は、絵入自由出版社からの刊行であるが、ここには編集に関わっていた二世花笠文京（渡邊義方）の「校正」が入っており、翻訳テキストに政治的寓意が挿入されていることが広告から判明した。研究の手順としてまずは政党小新聞の政治性がどのようにテキストに影響を加えているのかを検討する必要があり、同じ出版社から明治17年に井上訳した『自由廻征矢』と、『英国太政大臣難船日記』の二作品を検討し、井上勤が用いた英訳書を特定して、その翻訳規範や文体の差を同時代の政治状況と関連づけながら研究した。この成果報告が第七回十九世文学研究会（2017.3.25 於法政大学）での口頭発表である。『狐の裁判』については次年度に持ち越し、研究を継続した。

平成29年度における研究成果を以下に記す。平成29年度は研究計画に沿って二つの方針（以下の③と④）で研究を進めた。なお上述の研究発表について、発表時の質疑を踏まえて論文化し公表した（「『偽り』のジュール・ヴェルヌ」『文芸学研究』第21号、2018.3）。

平成29年度の研究実施計画③、④に基づいた成果を記す。まずは、③「不知庵の同時代の「翻訳規範」を析出し明治24年に言文一致体が翻訳文として持っていた意味とその意味を析出する。」について報告する。当初の計画では、明治24年の「酔魔」と明治29年の同作品の再訳を比較することになっていたが、③で設定した研究目的のためには、同時代の不知庵の翻訳作品を複数比較したほうが有効と判断し、当初の計画で設定した「酔魔」に加え、アーヴィングの「窮乏操觚者」、また平成30年度に取り上げる予定であったディケンズの「黒頭巾」を前倒しして研究に取り入れるという変更を行った。そして三種類の翻訳表現を比較し、その上で言文一致体を用いて翻訳した二作品を集中的に検討することで、言文一致体の停滞期に、不知庵がこの翻訳形式に日本の文学表現を変革する可能性を見出していたことを明らかにした。その成果が「文芸批評家内田不知庵の初期翻訳作品にみる作品選択と文体—『罪と罰』への道程」（早稲田大学国文学会平成29年度秋季大会発表、2017.12.2）である。④の「不知庵の文学論の集大成である『文学一斑』の刊行後に発表されたドストエフスキー『罪と罰』の翻訳表現」に関する研究については、作業は進めたものの年度内に研究がまとまらず、成果報告は次年度に持ち越すことになった。研究遅延の理由は、以下の課題に取り組んでいたためである。

この間、平成28年度から持ち越した『狐の裁判』についての研究を進めた。井上勤のヴェルヌの翻訳を研究した成果によって『狐の裁判』についても類似の政治性が含まれていると推測された。しかし先の作品と性質が違い、研究上の難点であったのは、井上勤が用いた英訳本（つまり原書のドイツ語を英語に翻訳した書物）の特定がなかなかできなかったことである。研究計画時の目論見では、『狐の裁判』に付いている挿絵の石版画から英訳本を特定しようと考えていた。しかし柳田泉による聞き書き（「井上勤とその翻訳小説」『明治初期翻訳文学の研究』春秋社、昭和36年9月）や先行研究（高市慶雄「解題」『明治文化全集』第14巻、日本評論社、昭和3年4月）を読むうちに、『狐の裁判』の挿絵はドイツ語原書から模し、本文は別の英訳本を用いているらしいということが明らかになってきた。そうなること次の手段としては本文を手がかりに英訳本を探索するのだが、『狐の裁判』の本文はかなりの意識で、どの英訳書を用いたのかを特定することが困難であることが判明した。若き内田貢（不知庵の本名）が下訳をし、井上勤が直し、渡邊義方が校正した『狐の裁判』の研究はここまでしか進められなかった。

平成30年度に実施した研究成果について、実施計画⑤と照らし合わせながら報告する。平成30年度は平成29年度の研究成果に研究を追加したものを論文化し、さらに二つの方針で研究を進めた。まず、平成29年度に研究発表をした成果を、発表時の質疑およびその後の考察を含めて平成30年度に論文化し公表した（「文芸批評家内田不知庵と翻訳の文体」『国文学研究』第186集、2019.10）。本論文は先述の通り、平成29年度の研究成果を論文化したものだが、執筆に際し新たに平成30年度に取り組むことになっていた研究の成果を取り入れた。具体的には、当初の計画で記した⑤「明治中期に活躍した同時代の翻訳者との「翻訳規範」における相違性」を本文中で検討した。その理由は、上記の論文において、平成30年度の研究計画にも入れていたディケンズの「黒頭巾」を集中的に論じるにあたり、本論文で併せて議論をした方がより考察に厚みが増すと考えたからである。また、その考察過程において翻訳規範を検討する作家（森田思軒、二葉亭四迷、饗庭篁村）のうち饗庭篁村を森鷗外に変更したが、鷗外は明治20年代中期を代表する翻訳者であるため、より適切な変更であったと認識している。続いて、やや進捗が遅れが生じていた「不知庵の文学論の集大成である『文学一斑』の刊行後に発表されたドストエフスキー『罪と罰』の翻訳表現」に関する研究に着手した。これについては平成29年度に遅れていた原因であった「言語規範の意味と効果」を「同時代の評価を重ね合わせて研究する」に集中的に取り組むことで、成果を発表する段階までに研究を行うことができた。この成果が「内田不知庵訳『小説／罪と罰』の表現空間—「化了」する翻訳」（全国大学国語国文学会第119回大会、2019.6.30）である。この研究が一連の三年間の研究の総括となる。さらに、平成28年度の成果である「心中男」の誤りを修正し、かつ本文を翻刻、紹介したのが「内田魯庵訳「心中男」一本文の紹介および標題に関する考察の補遺—」（『文芸と批評』第12巻9

号、2019.5) である。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①大貫俊彦「内田魯庵訳「心中男」—本文の紹介および標題に関する考察の補遺—」『文芸と批評』, 査読無, 第12巻9号, 2019年, pp.35~pp.42
- ②大貫俊彦「文芸批評家内田不知庵と翻訳の文体」『国文学研究』, 査読有, 第186集, 2018年, pp.84~pp.97
- ③大貫俊彦「「偽り」のジュール・ヴェルヌ—明治10年代における翻訳小説と翻訳政治小説の境界をめぐって—」『文芸学研究』, 査読有, 第21号, 2018年, pp.1~pp.21

〔学会発表〕(計3件)

- ①大貫俊彦「内田不知庵訳『小説／罪と罰』の表現空間—「化了」する翻訳」, 令和元年度夏季全国大学国語国文学会第119回大会, 令和元年6月30日, 二松学舎大学
- ②大貫俊彦「「偽り」のジュール・ヴェルヌ—英訳本との対照にみる「翻訳小説」と「翻訳政治小説」のあいだ—」, 第七回十九世紀文学研究会, 平成29年3月25日, 法政大学
- ③大貫俊彦「文芸批評家内田不知庵の初期翻訳作品にみる作品選択と文体—『罪と罰』への道程」, 早稲田大学国文学会平成二九年度秋季大会, 平成29年12月2日, 早稲田大学

〔図書〕(計1件)

- ①大貫俊彦「『日刊世界之日本』所収、署名魚日庵「心中男」について」『近代文献調査研究論集』, 査読無, 第二輯, 2017年, pp.27 - pp.34

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。